

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年11月1日 至 令和4年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団育仁会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市中区八丁堀1番12号
- (3) 設立認可年月日 平成3年11月12日
- (4) 設立登記年月日 平成3年11月19日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	川上 由育	川上消化器内科クリニック管理者
理事		
同		
同		
監事		

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	川上消化器内科 クリニック	広島市中区八丁堀1番12号 マスキ八丁堀ビル2階	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|------------|------------------------------------------------------|
| 令和3年12月26日 | 令和2年度（第30期）決算の決定 |
| 令和4年1月18日 | ①診療所の開設場所と事務所の所在地の変更の承認 |
| | ②上記に伴う定款一部変更並びに、広島県知事から広島市長へ
権限移譲したことに伴う定款一部変更の承認 |
| | ③診療所移転に伴う借入金の最高限度額の承認 |
| | ④新診療所管理者の選任 |
| | ⑤新診療所での事業計画並びに予算の承認 |
| 令和4年6月2日 | 診療所の開設場所変更並びにそれに伴う定款一部変更の承認 |
| 令和4年10月31日 | 令和4年度（第32期）の事業計画及び収支予算の決定 |

(3) その他

特になし

様式 2

法人名 医療法人社団育仁会

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区八丁堀1番12号

財 産 目 録
(令和 4年10月31日現在)

1. 資 産 額	395,772 千円
2. 負 債 額	47,478 千円
3. 純 資 産 額	348,294 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	102,458
B 固 定 資 産	293,314
C 資 産 合 計 (A+B)	395,772
D 負 債 合 計	47,478
E 純 資 産 (C-D)	348,294

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団育仁会

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区八丁堀1番12号

貸 借 対 照 表

(令和 4年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	102,458	I 流 動 負 債	7,436
II 固 定 資 産	293,314	II 固 定 負 債	40,042
1 有 形 固 定 資 産	225,146	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	297	負 債 合 計	47,478
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	67,870 0	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	338,294
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	348,294
資 産 合 計	395,772	負 債 ・ 純 資 産 合 計	395,772

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団育仁会

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区八丁堀1番12号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年11月 1日 至 令和 4年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	133,527
2 事業費用	146,129
本来業務事業損失	-12,602
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	-12,602
II 事業外収益	4,623
III 事業外費用	518
経常損失	-8,496
IV 特別利益	0
V 特別損失	1,416
税引前当期純損失	-9,913
法人税等	71
当期純損失	-9,985

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人社団育仁会

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区八丁堀1番12号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人社団育仁会

理事長 川上 由育 殿

私は、医療法人社団育仁会の令和3会計年度（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年12月26日

医療法人社団育仁会

監事

■■■■■■■■■■

